

第5章 人権施策推進に向けて

1 庁内推進体制の整備

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、庁内の各担当の専門的な対応と関連する部局間の密接な連携体制が不可欠です。

そのため、本市の人権政策を全庁的な組織で総合的・効果的に推進するため、「阿賀野市人権教育・啓発推進委員会」を設置し、庁内各課と緊密な連携を図りながら、人権教育・啓発推進計画の調整及び総合的な推進を図ります。

2 関係機関との連携・協働

(1) 国・県等との連携

人権が尊重される社会を実現するためには、国、県、関係機関及び関係団体と共通認識のもと、協力し合うことが必要です。

このため、国と県はもとより、新潟地方法務局新津支局、新潟・新津・三条地域人権啓発活動ネットワーク協議会(新潟・新津・三条地域の新潟地方法務局各支局、管内各人権擁護委員協議会及び本市を含む管内各市町村で構成)、新津人権擁護委員協議会などの関係機関との連携を深め、情報の共有、事業の共催など積極的に行い、地域の実態の把握に努め、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

(2) 事業者、NPO等との連携

本計画の実効性を高めるには、行政のみならず、事業者や人権問題の解決を目指すNPO、人権関係団体などと協働で、人権教育と人権啓発の取組を積極的に行っていく必要があります。

このため、ハローワークや事業者(企業)、NPOなどへの情報提供を行なうとともに、相互の交流を深め、市民協働で幅広い組織作りなど連携・協力体制の強化を図りながら、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

また、人権教育・啓発を推進するには、広域的な連携も必要です。そのため、近隣市町村との連携を図り、取組を進めます。